

2025年5月15日

各 位

会社名 全保連株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 茨木 英彦
(コード番号：5845東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画部部长 長瀬 雅史
電話番号 050-3124-6500

譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額等の変更に関するお知らせ

全保連株式会社（本社：沖縄県那覇市、代表取締役社長執行役員：茨木 英彦、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の変更を決議し、本制度に関する議案を2025年6月26日開催予定の当社第24回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の概要

当社は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において新たに本制度を設け、本制度に基づき当社取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等として当社が支給する金銭報酬の額を年額100百万円以内（うち社外取締役分年額9.1百万円以内）とする旨の決議をいたしました。

しかしながらその後当社の事業規模の拡大や経営環境の変化に伴う取締役の増員および責務の増大に鑑み、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けた取締役のさらなる意欲向上や優秀な人材を確保する必要性が生じました。

従いまして当社は、本制度に基づき当社取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等として当社が支給する金銭報酬の総額を、本株主総会でのご承認を得られることを条件として、年額120百万円以内に改定いたします。なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

また、2025年2月14日付にて当社が三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）および株式会社三菱 UFJ 銀行との間で締結した資本業務提携契約に基づき、三菱 UFJ ニコスが当社取締役2名を指名したことに伴い、取締役の構成が、社外取締役以外の取締役（以下、便宜上「社内取締役」といいます。）3名と社外取締役4名の計7名から、社内取締役5名と社外取締役3名の計8名に変更になったことを踏まえて、上記年額120百万円以内のうち、譲渡制限付株式に関する報酬等として社外取締役に支給する金銭報酬の総額を、同じく本株主総会でのご承認を得られることを条件として、年額9百万円以内に改定いたします。

なお、以上の変更につきましては、下記2. に定める各事業年度において割当てる譲渡制限付株式数の上限が発行済株式総数に占める割合が、従来同様0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合5%程度）と希釈化率は軽微であることと、また当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込

当社は、本株主総会でのご承認を得られたことを条件として、取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の割当てを受ける際、各取締役が現物出資の方法で給付することとなる金額（払込金額）は、割り当てる株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ

直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社と当社の取締役の間で締結する下記(3)に定める内容を含む「譲渡制限付株式割当契約」に基づき支給いたします。

(2) 譲渡制限付株式の上限

各事業年度において、取締役に割当てる譲渡制限付株式の上限は132,847株(うち社外取締役への割当てとして9,964株)とします。

ただし、本議案に係る株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合、およびこれらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の締結およびその内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社は、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。当該契約には、以下の内容を含むものとします。

【譲渡制限付株式Ⅰ】

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役は、譲渡制限付株式の交付日から3年以上で取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。)、当該譲渡制限付株式(以下「本割当株式Ⅰ」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします(以下「譲渡制限」といいます。)

②譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の社内取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅰのうち、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において下記③の譲渡制限の解除の定めに基づく譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の社内取締役および執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社内取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰが満了する前に社内取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

【譲渡制限付株式Ⅱ】

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の社外取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅱのうち、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において下記③の譲渡制限の解除の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、社外取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社外取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに社外取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間Ⅱ満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が社外取締役を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅱの開始日から組織再編等承認時までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、組織再編等承認時に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等承認時の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式Ⅰと同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上